

産業振興・働き方改革調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に委員 11 人以内をもって構成する産業振興・働き方改革調査特別委員会を設置する。
- 2 議会は、産業振興・働き方改革調査特別委員会に対し、次の事件を付託する。
 - (1) 産業振興等に関する調査
 - (2) 働き方改革等に関する調査
- 3 産業振興・働き方改革調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。